

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第6回)	資料2
平成22年12月6日	

幼保一体給付(仮称)について (案)

〔多様な保育サービス等〕

平成22年12月6日
第6回 基本制度ワーキングチーム
説明資料

目次

多様な保育サービス

- 1 小規模保育
- 2 小規模保育
 - (1) こども園(仮称)連携型小規模保育
 - (2) 多機能型小規模保育
- 3 短時間利用者向け保育
- 4 早朝・夜間・休日保育
- 5 事業所内保育
- 6 広域保育
- 7 病児・病後児保育
- 8 多様な保育サービスに関するその他の論点

その他の論点

- 1 イコールフットイングについて
- 2 切れ目のないサービスの保障について
- 3 保育の保障上限量を超えた場合における取扱いについて

多様な保育サービス

【基本制度案要綱の抜粋】

(2) 幼保一体給付(仮称)

幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

(中略)

小規模保育サービス

主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける。

短時間利用者向け保育サービス

主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的に利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。

早朝・夜間・休日保育サービス

早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。

事業所内保育サービス

事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。

広域保育サービス

複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づける。

病児・病後児保育サービス

体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものとして、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。

その他サービス

【基本的な考え方】

幼保一体給付(仮称)では、こども園(仮称)における質の高い幼児教育・保育の保障を図るとともに、多様化する保育ニーズへの対応や、都市部や児童人口減少地域などのそれぞれの地域の特性にあったサービスの提供が可能となるよう、保育サービスの多様化を図ることとしている。

多様な保育サービスについては、幼保一体給付(仮称)の給付の一類型として位置づけることとし、給付の基本的制度設計については、基本的には、幼保一体給付(仮称)について〔具体的制度設計〕(第3回基本制度WT・資料1 - 2)において提示されたものと同様の仕組みでの給付を検討。

- 契約方式(保育の必要性の認定、公的保育契約等)
- 給付の方式(利用者負担及び価格設定(公的価格・自由価格等))
- 事業者参入の仕組み(指定制度の導入、指定基準、指定主体、需給調整等)

その際、それぞれの多様な保育サービスの特性に応じ、質を確保することができるよう、サービス類型ごとに客観的な基準を設け、指定する仕組みを検討することとしてはどうか。

すべての子ども・子育て
家庭を支援する給付

個人給付

現金給付・・・子ども手当
現物給付・・・一時預かり、妊婦健診 等

市町村事業

乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援
拠点事業、児童館 等
新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・
幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

幼保一体給付（仮称）

こども園（仮称）=幼保一体化

多様な保育サービス

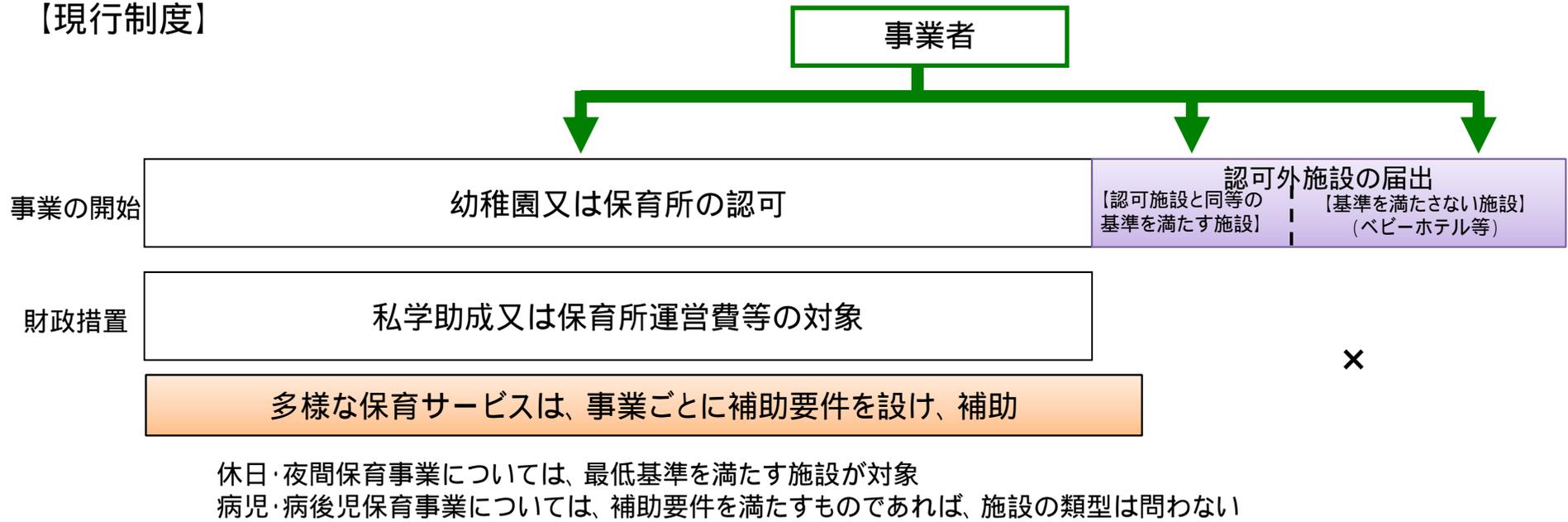
小規模保育、短時間利用者向け保育、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育、広域保育、病児・病後児保育 等

放課後児童給付（仮称）

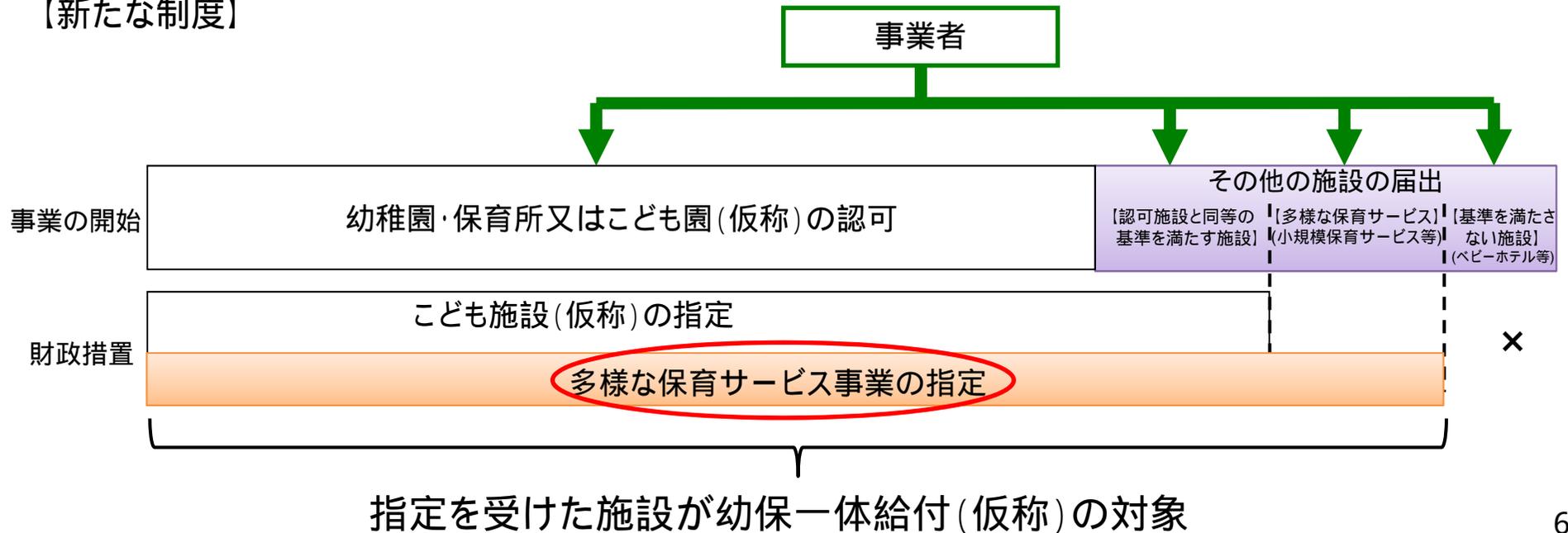
各事業ごとの指定基準を満たし指定を受けた事業者について、幼保一体給付の対象となる。

こども園（仮称）など、単一の施設で、複数の事業を行うことも可能である。
（例：こども園（仮称）において、早朝・夜間・休日保育も行う など）

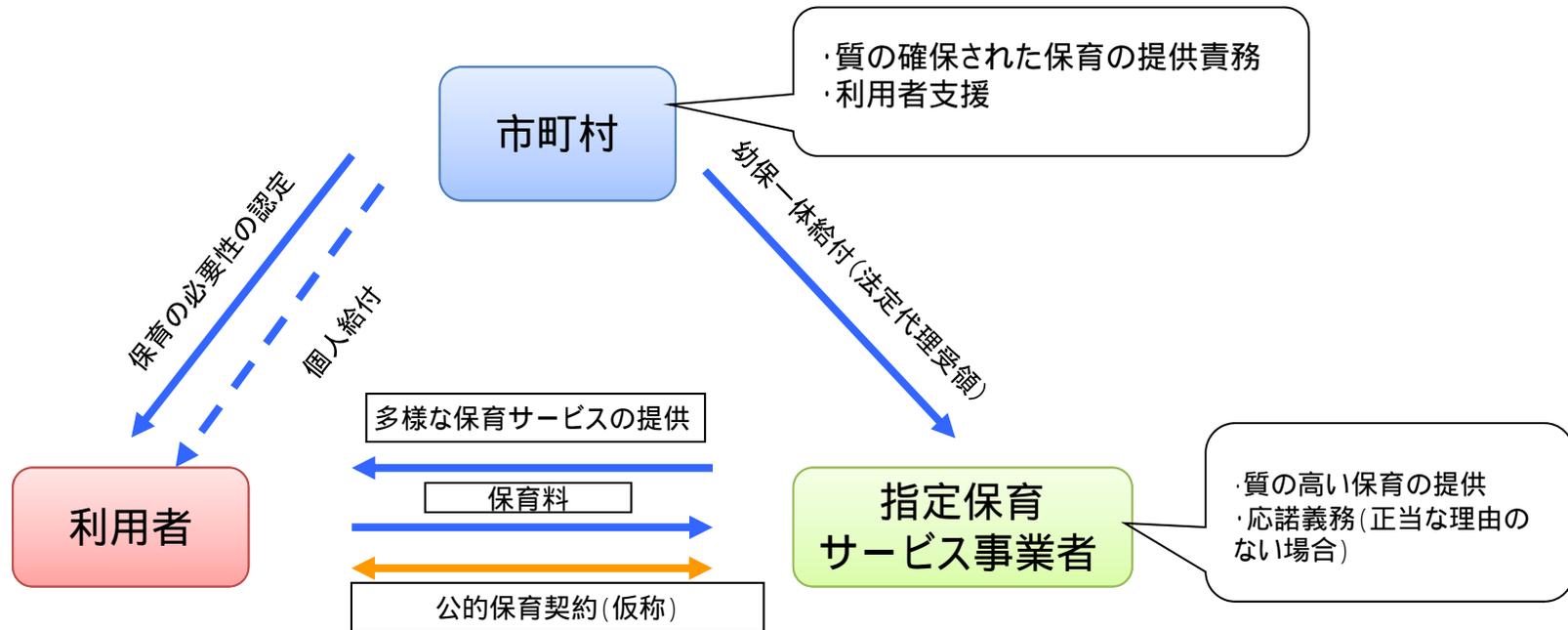
【現行制度】



【新たな制度】



【新しい仕組み】



多様な保育サービスの種類について

小規模保育

家庭的保育

居宅訪問型保育

こども園(仮称)連携型小規模保育

多機能型小規模保育

短時間利用者向け保育

早朝・夜間・休日保育

事業所内保育

広域保育

病児・病後児保育

多様な保育サービスの考え方等の整理表

種類		基本的な考え方	対象範囲	提供方法
小規模保育	家庭的保育	・保育者の居宅等で行われる家庭的な保育サービスを給付の一類型として位置づけ	・3歳未満児を対象 ・3歳以上児は地域の実情に応じて対象	・給付の一類型として位置づけ、指定事業者を指定又は市町村が実施 ・こども園(仮称)との連携
	居宅訪問型保育	・子どもの居宅に訪問して行われる保育サービスを給付の一類型として位置づけ		
	こども園(仮称)連携型小規模保育	・分園、サテライト施設等の小規模な保育サービスを給付の一類型として位置づけ こども園(仮称)と連携しない単独施設を認めるかどうか	・3歳未満児を対象 ・3歳以上児は地域の実情に応じて対象	・給付の一類型として位置づけ ・こども園(仮称)との連携 ・分園はこども園と一体的なものとして扱う(こども園(仮称)と別指定は受けない)
	多機能型小規模保育	・へき地などにおける放課後児童クラブ等の他の施設との複合型の多機能な保育サービスを給付の一類型として位置づけ	・へき地などの児童人口減少地域を対象	・給付の一類型として位置づけ ・複合施設としての特性を踏まえた指定基準

種類	基本的な考え方	対象範囲	提供の仕組み
短時間利用者向け保育	・短時間利用者向けの保育サービスを給付の対象	・保育の必要性が「短時間」と認定された子ども	・短時間利用者専用に行う施設を給付の一類型として位置づけ ・こども園(仮称)で提供する場合には、短時間定員枠を設ける
早朝・夜間・休日保育	・早朝・夜間・休日に提供される保育サービスを給付の対象	・こども園(仮称)等で提供 ・日中のサービスと組み合わせ合わせて利用可能	・日中の保育サービスを提供する事業者において提供する ・こども園(仮称)と連携してサービスを提供する等の仕組みが考えられる ・休日は複数の事業所の輪番制などの仕組みを設ける
事業所内保育	・事業所内保育施設において提供されるサービスを給付の対象 ・従業員の子どもに対するサービスも給付の対象	・保育の認定を受けた従業員の子ども (地域の子どもを受け入れる場合には保育の認定を受けた地域の子ども)	・次の2つのパターンを想定 独立したサービス類型を設けるパターン(従業員の子どものみの施設も対象) 独立したサービス類型を設けず、他のサービス類型の指定を受けるパターン(従業員の子どもは優先的に利用可能)
広域保育	・市町村の区域を超えて提供される場合も給付の対象 ・複数の市町村・事業者が設置する施設も給付の対象	・住所地以外で利用する場合には、事業所の所在地市町村と、住所地の市町村があらかじめ調整 ・複数の事業者・市町村が設置する施設を給付の対象とし、当該事業者・施設の従業員・住民を優先利用を可能とする	
病児・病後児保育	・病児・病後児保育を給付の一類型として位置づけ	・保育の認定を受けた子ども	・給付の一類型として位置づけ ・こども園(仮称)の実施、病院等での実施、訪問型で実施など特性にあった指定基準を設定

多様な保育サービス

1 小規模保育

(家庭的保育、複数の家庭的保育者による家庭的保育、訪問型サービス)

現行制度 家庭的保育

家庭的保育とは、保育者が自宅等において、乳幼児の保育を行うもの。

「家庭的保育事業」として、平成22年4月から法定化。(予算補助事業だったものを、保育所保育を補完するものとして、家庭的保育を位置付け。)

家庭的保育事業の実施方法、利用方法などは、自治体によって異なる。(保育者の自宅だけではなく、賃貸スペースを活用した実施なども可能。)

家庭的保育は、個人実施型と保育所実施型があり、NPO等を活用して実施している自治体()もある。江東区や横浜市などによる取組み。

自治体単独事業として、実施している場合もある。

訪問型サービス

訪問型サービスについては、法律上は位置づけられていない。

予算補助事業として、ベビーシッター派遣事業及びベビーシッター研修事業を実施。

保育所で対応しきれない早朝・夜間等のニーズや不定期での利用を想定。

【家庭的保育の現状】

家庭的保育事業

・ 実施自治体数 27 家庭的保育者数 223 利用児童数 828人(H21交付決定ベース)

自治体単独保育事業

・ いわゆる家庭的保育事業に類するもの 917カ所 利用児童数1,764人(H21.4)

【ファミリーサポートセンター事業の実施状況(平成21年度)】

ファミリー・サポート・センター事業(基本事業) 実施数 599市区町村

新たな制度

a) 基本的な考え方

「基本制度案要綱」においては、

「主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける」とされている。

待機児童が3歳未満児に集中している状況や、へき地などの人口減少地域における保育機能の維持・確保といった観点を踏まえ、保育者の居宅等の家庭的な環境で行われる家庭的保育、少人数を対象とした複数の保育者による共同実施の家庭的保育について、「家庭的保育」として、幼保一体給付(仮称)の一類型に、位置づけることとしてはどうか。

また、児童の居宅に訪問して行われる保育サービスについては、「居宅訪問型保育」として、幼保一体給付(仮称)の一類型に、位置づけることとしてはどうか(「家庭的保育」とは別の類型)。

b) 対象範囲

新たな制度において、家庭的保育及び居宅訪問型保育については、多様な保育サービスの一つとして、幼保一体給付(仮称)の対象とすることとし、その際、以下の理由から、家庭的保育及び居宅訪問型保育については、原則として3歳未満児を対象とすべきではないか。

- ・ 3歳以上児については、集団における幼児教育を保障する観点
- ・ 少人数を対象とするきめ細やかな保育、家庭的な環境の提供といった小規模サービスの特性
- ・ 待機児童の約8割を3歳未満児が占めているという現状

一方、3歳以上児であっても、地域において保育サービスの供給が不足している場合や、へき地などの人口減少地域等における場合など、地域の実情に応じ、市町村の判断で、3歳以上の子どもも対象とすることを認めるべきではないか。

また、家庭的保育は、少人数を対象とする家庭的な環境の提供という特性を有するものであることを踏まえ、複数の保育者で共同実施する場合であっても、10人未満程度の規模とすべきではないか。

c) サービスの提供方法

現行の家庭的保育事業は市町村事業として実施しているが、幼保一体給付(仮称)として位置づけられる家庭的保育については、こども園(仮称)と別の類型として、一定の要件を満たした事業者(社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等)を指定する又は市町村を事業主体()とする仕組みとすることとしてはどうか。

現在、市町村から個人が委託されている現行の家庭的保育事業方式

また、年齢に応じた適切な集団での育ちを保障するという観点や、サービスの質の確保や、代替要員を確保する観点などから、連携するこども園(仮称)を確保することを基本とすべきではないか。

現在、家庭的保育を実施している自治体では、代替職員の確保などの観点から、保育所との連携を義務づけている。

多様な保育サービス

2 小規模保育

(1) こども園(仮称)連携型小規模保育

現行制度

20人未満について、単独の施設として保育サービスを提供する場合は、認可保育所としての公的支援の対象外。

ただし、現在でも認可保育所の一部である分園は、20人未満でも保育所運営費の対象となっている。

認可外保育施設は、定員20人未満の小規模な施設が多数を占めている。

【小規模保育の状況】

認可外保育施設の在所児童数

- ・ 施設数 7,284カ所
- ・ 利用児童数 約18万人
約5割が20人以下の施設に入所

自治体単独保育室

- ・ 2,363カ所 利用児童数:50,386人(H21.4.1)

財政支援の状況

- ・ 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務(私立については国庫負担2分の1)がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するかどうかにゆだねられる。

保育所分園の状況

- ・ 施設数 433(H20年度)

へき地保育所の状況

- ・ 493カ所 (H21年交付決定ベース)

新たな制度

a 基本的な考え方

「基本制度案要綱」においては、

「主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける」とされている。

待機児童が3歳未満児に集中している状況や、へき地などの人口減少地域における保育機能の維持・確保といった観点を踏まえ、こども園(仮称)等と共同事務処理をするなどの連携を図りつつ、分園やサテライト施設として保育サービスを提供する小規模保育について、「こども園(仮称)連携型小規模保育」として、幼保一体給付(仮称)の一類型に、位置づけることとしてはどうか。

また、特にへき地などの人口減少地域において、現行の認可保育所としての公的支援の対象外とされている単独の20人未満の施設について、どのように考えるか。

b 対象範囲

新たな制度において、こども園(仮称)連携型小規模保育については、多様な保育サービスの一つとして、幼保一体給付(仮称)の対象とすることとし、以下の理由から、原則として3歳未満児を対象とすべきではないか。

- ・ 3歳以上児に対しては、集団における幼児教育を保障するという観点
- ・ 少人数を対象とするきめ細やかな保育といった小規模サービスの特性
- ・ 待機児童の約8割を3歳未満児が占めているという現状

一方、3歳以上児であっても、地域において保育サービスの供給が不足している場合や、へき地などの児童人口減少地域等における場合等において、地域の実情に応じ、市町村の判断で3歳以上の子どもを、こども園(仮称)連携型小規模保育の対象とすることを認めるべきではないか。

c サービスの提供方法

こども園(仮称)連携型小規模保育については、こども園(仮称)とは別類型として、事業者の指定を行うこととし、対象範囲、こども園(仮称)等と連携をすることなどを前提にした指定基準を設けることとしてはどうか。

また、こども園(仮称)と一体的に運営される施設については、引き続きこども園(仮称)の分園として取り扱うこととしてはどうか。

多様な保育サービス

2 小規模保育

(2) 多機能型小規模保育

現行制度

現在は、認可保育所が、児童減少により利用児童数が減少する地域においても、地域の保育機能を維持している現状。

認可保育所がない地域においては、へき地保育所等(認可外保育施設)がその機能を担っている状況。へき地保育所 493カ所(平成21年交付決定ベース)

保育所は、保育に関する情報提供や、地域の児童及び家庭に対し相談・援助を行うこととされている(児童福祉法第48条の3・保育所保育指針4(2))

(具体的な活動)

地域の子育て支援活動への支援(保育所機能解放、子育て相談 等)

保健師との連携

障害ある子どもの保護者との連携(障害児親の会との交流等)

高齢者との交流・支援

外国人の子どもの保育支援

保育所において、放課後児童クラブ、地域子育て拠点、一時預かり等の個別の事業をあわせて行っている場合には、当該事業の実施に際し、必要となる補助を受けることが可能。

新たな制度

a 基本的な考え方

「基本制度案要綱」においては、

「主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける」とされている。

へき地などの児童人口減少地域においても、身近な場所で保育サービスを受けられることが必要。このような地域においては、対象となる子どもの年齢に応じたサービス(地域子育て支援拠点、児童館、放課後児童クラブ等)をそれぞれ独立して提供することが困難な場合もあり、サービスを確保することが必要。

地域の保育機能を維持・確保する観点から、保育サービスに加え、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブ等の他の子育て関連サービスの機能を併せて持つ、多機能型サービスについて、「多機能型小規模保育」として、幼保一体給付(仮称)の一類型に位置づけることとしてはどうか。

b 対象範囲

多機能型小規模保育については、へき地などの児童人口減少地域等における場合において提供されるものとして、位置づけるべきではないか。

へき地以外での多機能型小規模保育を対象とする必要があるか。

c サービスの提供方法

多機能型小規模保育については、こども園(仮称)とは別類型として、他の子育て支援サービス等との複合施設としての特性を踏まえた、指定基準を設けることとしてはどうか。

3 短時間利用者向け保育

現行制度

自治体の条例等により、たとえば週3回以下を「保育に欠ける」と判断しない例もあり、需要の増えている地域を中心に、フルタイム中心の受け入れの実態。

短時間勤務への受け皿として、特定保育()。

週2, 3回程度又は午前のみ・午後のみ必要に応じて柔軟に保育を行う事業
1, 281カ所(平成21年度交付決定ベース)

短時間勤務者の子どもが、恒常的に一時預かり(一時保育)を利用している例もある。

一時預かり事業 6, 460カ所(平成21年交付決定ベース)

横浜市では、一時預かり事業とともに、一時預かりの定期利用の仕組みを実施。

幼稚園における預かり保育による対応。

預かり保育を実施している幼稚園 9, 846園(全体の72.5%)(平成20年度実績)

週あたり 実施日数は約7割が週5日、延長時間は約6割が午後5時以降まで実施

幼稚園に通園している子の母の就業状況を見ると、4歳児で約4分の1、5歳児になると約3分の1は働いている状況(出典:21世紀出生児縦断調査)

新たな制度

a 基本的な考え方

「基本制度案要綱」においては、
「主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的に利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。」
とされている。

育児期の母親が希望する働き方は、1歳～小学校就学までは「短時間勤務を希望する人がもっとも多く、次いで「残業のない働き方」となっているという現状。また、女性の年齢別にみた雇用形態は、30歳以降、正規職員の割合は下がり、パートが多い状況。

このような状況を踏まえると、短時間で働く労働者が、安心して定期的な保育サービスを利用できるようにする必要がある。

このため、「短時間利用者向け保育」として、幼保一体給付(仮称)の一類型に位置づけることとしてはどうか。

b 対象範囲

新たな制度において、短時間利用者向け保育については、短時間の保育の必要量の認定を受けた子どもを対象として、行うものとしてはどうか。

その際、特に、3歳以上の子どもの保育の必要量の認定量との関係について、整理することが必要ではないか。

c サービスの提供方法

短時間利用者向け保育については、
短時間利用者向け保育を専用に行う事業所
こども園(仮称)で通常の保育とあわせて実施する事業所
が、考えられるのではないか。

短時間利用者向け保育を単独で実施する事業所については、こども園(仮称)とは別類型として、
事業者の指定を行う仕組みとしてはどうか。

こども園(仮称)において、短時間利用者向け保育を提供する場合には、こども園(仮称)として指
定を受ける際に、短時間利用者向けの定員の枠を設け、フルタイムの利用者向けの定員枠と一体
的に指定する仕組みとしてはどうか。

4 早朝・夜間・休日保育

現行制度

現行制度においては、一定の「開所日数」(日祝日以外の週6日)と、「開所時間」(一日11時間)の範囲内であるか否かによって、保育の提供の仕組みを区分するという提供者側からみた仕組み。

一定の「開所日数」「開所時間」を超える休日や早朝・夜間保育については、実施の要否を市町村の判断にゆだね、経費を奨励的に補助。しかしながら、認可保育所では十分な受け皿が整っていない。

事実上、多くの認可外保育施設(ベビーホテルなど)がこれらのニーズを担っている現状にある。

延長保育は、保育所の約6割以上が提供しているが、延長時間が1時間以上であるのは、そのうちの約1割にすぎない。

また、受け皿となる夜間保育所の整備は十分進んでいない状況(77カ所)一方、認可外のベビーホテルは増加傾向にあり、主に夜間保育されている子どもがベビーホテル入所児童の約2割を占める。

深夜(22時～5時)に就労する女性は少数であるが、交代制勤務者を中心に約4%存在。

【早朝・夜間保育の状況】

延長保育(認可保育所が11時間の開所時間を超えて保育を行う事業)

- ・ 実施箇所数 15,901カ所(平成21年度交付決定ベース)
民間保育所 10,343カ所のうち約9割は、延長時間1時間以内

休日・夜間保育(日祝日、夜間(午後10時頃まで))の保育を行う事業)

- ・ 休日: 978カ所(平成21年度交付決定ベース)
- ・ 夜間: 77カ所(平成21年度交付決定ベース)

新たな制度

a 基本的な考え方

「基本制度案要綱」においては、
「早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。」
とされている。

親の多様な就労形態に対応した多様な子育て環境の整備を図る観点から、早朝、夜間、休日にも対応する保育サービスを提供し、多様な就労形態にあっても安心して子育てできる環境を整備する必要がある。

このため、早朝・夜間・休日に提供される保育サービスについて、幼保一体給付(仮称)の対象に位置づけるべきではないか。

その際、一日のうちの大部分を施設に預けることについて、子どもの育ち、親子の関わりや愛着の形成、ワークライフバランス等の観点から、どのように考えるか。

→ 「その他の論点」の「3 保育の保障上限量を超えた場合における取扱いについて」において
議論

b 対象範囲

新たな制度において、早朝・夜間・休日保育については、多様な保育サービスの一つとして、幼保一体給付(仮称)の対象とすることとし、その際、

- ・ 延長保育は、保育所の約6割以上が提供しているが、延長時間が1時間以上であるのは、そのうちの約1割にすぎない状況にあること
- ・ 受け皿となる夜間保育所の整備は十分進んでいない状況(77カ所)である一方、認可外のベビーホテルは増加傾向にあり、主に夜間保育されている子どもがベビーホテル入所児童の約2割を占めていること
- ・ 深夜(22時～5時)に就労する女性は少数であるが、交代制勤務者を中心に約4%存在することを考慮し、こども園(仮称)などの幼保一体給付(仮称)の対象となる別の事業所が提供するサービスと組み合わせて利用できる仕組みとすることを検討すべきではないか。

c サービスの提供方法

日中のこども園(仮称)等による保育サービスと早朝・夜間の保育サービスを組み合わせて利用する際、

こども園(仮称)等の日中の保育サービスを提供する事業者において、引き続き提供する仕組みとすること

日中の保育サービスを提供するこども園(仮称)等とは別の早朝・夜間サービス事業者がこども園(仮称)等と連携して提供する仕組みとすること
などが考えられる。

この場合、日中の保育サービスからの切れ目のないサービスを提供するという観点からどのように考えるか。

これらの早朝・夜間保育の指定基準については、子どもの安全等を確保することが大前提であることから、日中の保育とは異なる早朝・夜間保育の特性(夕飯・就寝時間を含むこと等)に合った指定基準を検討すべきでないか。

また、休日保育については、基本的には休日の必要な時間に切れ目なくサービスが提供されることを前提に、例えば、複数の事業所において、交代で休日保育を提供する仕組みを設けることとしてはどうか。

5 事業所内保育

現行制度

現行制度においては、認可外保育施設として位置付けられている。

事業所内保育施設に対する支援としては、雇用保険二事業からの助成金と、病院内保育所に対する補助等がある。

事業所内保育施設に入所している児童数は、5万人超。

就学前の子どもがいる雇用者のうち、約30%の人が、企業が行う育児支援制度で利用している・利用したいものとして、託児施設をあげている。

【事業所内保育施設の現状】

事業所内保育施設の現状

- ・ 施設数 3,617カ所 (院内保育施設 2,221カ所、その他事業所内 1,396カ所)
- ・ 入所児童数 5.1万人 (院内保育施設 3.7万人、その他事業所内 1.4万人)

雇用保険二事業からの助成金

- ・ 事業所内保育施設設置・運営等助成金(雇用保険二事業)
 - 労働者のために事業所内保育施設を設置・運営等行う事業主に対し、その費用の一部を助成。
 - 助成基準は、基本的に認可保育所並び(ただし、定員は10名以上)

病院内保育所事業の補助金

- ・ 病院内保育所事業
 - 医療機関に勤務する職員のために院内保育所の設置、運営を行う事業に対し、その費用の一部を助成

新たな制度

a 基本的な考え方

「基本制度案要綱」においては、
「事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。」
とされている。

現在、事業所内保育施設は、主に従業員の福利厚生観点から、保育サービスを提供しており、事業主が費用を負担することが基本であって、従業員以外の子どもが利用する場合でも公的な給付の対象ではない。

新システムでは、個人給付の考えに立つことから、指定基準を満たした事業所内保育施設が、従業員以外の地域の子どもを受け入れる場合には他の保育サービスを利用する子どもと同様、幼保一体給付(仮称)の対象とすることが必要ではないか。

さらに、すべての子どもに公的保育サービスを保障する観点からは、指定基準を満たした施設で提供される従業員の子どもに対する保育サービスについても、幼保一体給付(仮称)の対象とすべきと考えられるがどうか。

その際、事業所内保育施設についての指定基準については、「すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する」という幼保一体化の目的を踏まえ、こども園(仮称)や他の多様な保育サービスと同等の指定基準を基本とすべきではないか。

指定を受けない事業所内保育施設については、幼保一体給付(仮称)の対象外。

b 対象範囲

新たな制度において、事業所内保育について、多様な保育サービスの一つとして、幼保一体給付(仮称)の対象とすることとした場合、3歳以上の子どもについては、基本的にはこども園(仮称)における質の高い幼児教育・保育を保障する利用時間等の実情により、地域のこども園(仮称)の利用が難しい場合なども考慮し、小規模保育サービス等とは異なり、3～5歳を対象とする形も可能としてよいのではないか。

c サービスの提供方法

従業員の子どもについても幼保一体給付(仮称)の対象とすることとした場合、事業所内保育の提供の仕組みとしては、以下のようなパターンが考えられるのではないかと。

他の幼保一体給付(仮称)の対象とは異なる独立した指定類型として、事業者の指定を受けるパターン

- ・ 事業所内保育については、従業員の福利厚生のための事業所内施設であるという特性を踏まえ、独立したサービス類型として指定基準を設ける。
- ・ その際、原則として特定の事業所に勤める従業員の子どもを保育する施設であるという特性を踏まえ、当該事業主の従業員の子どもについても幼保一体給付(仮称)の対象とした上で、当該事業主に一定の費用負担を求める。

事業所内保育として独立した指定類型を設けず、他の幼保一体給付(仮称)のサービス事業者としての指定を受けるパターン

- ・ 事業所内保育については、こども園(仮称)や小規模保育等の指定基準を満たしている場合に、それらの指定を受ける仕組みとする。
- ・ その際、当該施設の特性を踏まえ、従業員の子どもを優先的に受け入れることを認める。
- ・ 従業員の子どもの優先枠については、一定の定員枠を設けることなど、何らかのルールを検討。

多様な保育サービス

6 広域保育

現行制度

保育の実施は住所地の市町村が行うこととされていることから、住所地市町村と保育所所在地市町村とで調整することにより、利用可能
…住所地の住民が優先される仕組み

新しい制度

a 基本的な考え方

「基本制度案要綱」では、

「複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づける。」
とされているところ。

職場の近くにおける保育ニーズなどを踏まえ、市町村の区域を越えて利用した場合においても、住所地の市町村が認める場合には、幼保一体給付(仮称)の対象とすることとしてはどうか。

複数の市町村が連携して設置する保育施設や、複数の事業者が共同で設置する保育施設等についても、幼保一体給付(仮称)の対象とすることとしてはどうか。

b 対象範囲・サービス提供方法

住所地以外の保育サービスを利用して給付を受ける場合には、当該保育サービスを利用する事業所の所在地の市町村と、住所地の市町村があらかじめ調整する仕組みが必要ではないか。

複数の事業者が共同で設置する施設や、複数の市町村が共同で設置する施設については、当該設置者の従業員や住民が優先して利用することについて、一定程度、認めるべきではないか。

7 病児・病後児保育

現行制度

現行制度では、市町村事業として、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う病児・病後児保育事業がある。

児童の症状に応じて、以下の3類型の病児・病後児保育(体調不良児対応を含む。)がある。

《病児対応型》

- ・ 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難である児童(病児)を、病院・保育所等の付設の専用スペースで、一時的に預かるもの。

《病後児対応型》

- ・ 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童(病後児)を、病院・保育所等の付設の専用スペースで、一時的に預かるもの。

《体調不良児対応型》

- ・ 普段通っている保育所において、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童(体調不良児)を、当該保育所内の医務室等で、一時的に預かるもの。

また、地域における病児・病後児の預かり等の対応を促進するため、平成21年度から、地域住民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児等の預かり事業を開始している(「病児・緊急対応強化事業」)。

実施箇所数が少ない中で、NPOによる非施設型の取組等に一定程度の利用があり、受け皿の不足を補っているものの、公的補助の対象となっていない(ファミリー・サポート・センター事業を除く。)

【病児・病後児保育の現状】

病児・病後児保育の現状

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
病児対応型	577か所	197か所	259か所	322か所	383か所
病後児対応型		459か所	486か所	523か所	486か所
体調不良児対応型	—	—	253か所	319か所	381か所
合 計	577か所	656か所	998か所	1,164か所	1,250か所

ファミリー・サポートセンターにおける病児・病後児等の実施状況

《平成21年度の実施状況》

ファミリー・サポート・センター事業

・基本事業

実施数

599市区町村

・病児・緊急対応強化事業

実施数

47市区町村

新たな制度

a 基本的な考え方

「基本制度案要綱」においては、
「体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものとして、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。」
とされている。

200万人を超えるすべての保育所利用児童に利用可能性があるにもかかわらず、実施箇所数が1,164か所(平成20年度交付決定ベース)と非常に少ない(保育所利用児童約1,800人に1か所、1市町村当たり約0.6か所)。

その一方で、現実には、病児・病後児保育は、子育て世帯が就労継続する上でニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割を果たしており、実施箇所数の拡充は不可欠な課題。

働き方の見直しにより、子どもが病気の場合には親が休んで看護できる社会を目指すべきであるが、一方で休むことが困難である状況にある親も存在する状況も踏まえ、働いている親と子どものセーフティネットとして、「病児・病後児保育」について、幼保一体給付(仮称)の一類型として位置づけるべきではないか。

b 対象範囲

新たな制度において、病児・病後児保育は、多様な保育サービスの一つとして、幼保一体給付(仮称)の対象とすることとし、その際、突発的・一時的に必要となるサービスであるという点を考慮しつつ、保育の必要性を認定されている子どもに対して提供されるサービスとして位置づけるべきではないか。

c サービスの提供方法

病児・病後児保育については、こども園(仮称)とは別の類型として、病児・病後児保育の特性を踏まえた、指定基準を設けるべきではないか。

その際、現状の病児・病後児保育事業の仕組みや、ファミリーサポートセンターによる事業、NPO等による非施設型でのサービス提供の実態などを踏まえ、こども園(仮称)で実施する病児・病後児保育、病院等で単独で実施する病児・病後児保育、自宅等に訪問して行う病児・病後児保育など、それぞれの特性に合った基準の設定が必要ではないか。

8 多様な保育サービスに関するその他の論点

家庭的保育を始めとする多様な保育サービスについては、地域の実情に応じて市町村が柔軟にこども園(仮称)と組み合わせて基盤整備を図るものであることを踏まえ、基本的には市町村が事業者を指定する仕組みとしてはどうか。

各サービスの対象範囲、対象年齢、提供方法、施設基準等をそれぞれ全国一律とするか、または、地方の条例で定めることとし、国は「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」を定めることとするか。

ただし、こども園(仮称)と一体的に提供される保育サービス(分園等)については、こども園(仮称)の指定権者と同一とすることとしてはどうか。

費用負担については、他の給付の費用負担とあわせて、第7回WT(費用負担)又は第8回WT(費用負担)で議論予定。

その他の論点

【基本制度案要綱の抜粋】

(多様な事業者の参入による基盤整備)

幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)する。

子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付(仮称)の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。

イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、

- ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
- ・ 施設整備費の在り方を見直す。
- ・ 運営費の用途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能とする。
- ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

その他の論点

1 イコールフットイングについて

現行制度

現在の保育所は、児童福祉法に基づき、都道府県が認可する仕組み。

保育所については、認可を受ける際の主体制限はないが、社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、認可の審査の基準として、一定の要件()が課されている。

保育所を運営するために必要な経済的基礎があること・経営者が社会的信望を有すること・実務を担当する幹部職員が保育所等において2年以上勤務経験があること・財務内容が適正であること等

株式会社等の参入に当たっては、以下の点について検討が必要。

運営費の用途制限

施設整備費補助

会計基準

幼稚園には株式会社が参入することは、認められていない

(参考) 現行の会計基準の扱い

現行制度では、法人種に応じた会計処理を基本としながら、社会福祉法人以外の者が保育所を経営する事業を行う場合は、保育所運営費の用途制限が遵守されているか確認する為に、法人種に応じた会計処理に加えて、社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、又は、分析表等の作成を求めている。

(参考) 保育所を営する事業の会計処理



その他の論点

新しい制度

a 基本的な考え方

指定制度の導入により、法人主体に関わらず、一定の客観的な基準を満たした事業者に参加を認める仕組みとする。

イコールフットィングの下、多様な主体の参加促進を図るため、以下の課題に対応する。

用途範囲のルール化

施設整備費の在り方の見直し(→前回資料で「施設整備費は運営費に上乗せ」する旨提示)

会計基準の扱い

b 具体的な対応イメージ

用途範囲のルール化

幼保一体給付(仮称)のサービスは、一定の質を担保しつつ、継続的に提供されることが必要なサービスであることから、指定事業者に対しては、

- ・ 指定基準を遵守し、サービスの質を継続的に確保すること
- ・ 経営の安定性を確保すること

を前提に、そのために必要な費用が支払われるよう、制度設計することが必要ではないか。

幼保一体給付(仮称)のサービスに対する対価としての収入については、幼保一体給付(仮称)のサービスを提供するための費用とすることが基本であるが、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めることを検討してはどうか。

この場合、サービスの質が確保され、事業の安定的な運営をどのように確保するか。

- 事業の安定的な運営を確保する観点から、一定の経済的基礎を有することを指定の条件とし、事業運営開始後については、定期的な指導・監査を行うこととしてはどうか。
- サービスの質の担保しつつ、安定的な運営を図る観点から、サービス従事者の資格、経験年数、退職者の状況などの項目について、事業者の情報開示の標準化・義務づける必要があるのではないか。
- サービスの質を維持・向上させる仕組みについて、システムにどのように組み込むか。

また、指定基準として、各事業所・事業ごとに区分経理することを規定するとともに、他の会計への繰り入れ等も含め、資金の流れが明確となる書類の作成を義務づけることとしてはどうか。

b 具体的な対応イメージ

施設整備費の在り方

→ 第3回基本制度WTでお示したとおり、施設整備費については、運営費に上乗せする仕組みとしてはどうか。

会計基準の扱い

すべての法人に一律に社会福祉法人会計・学校法人会計による処理を求めるのではなく、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、幼保一体給付(仮称)の事業に関する資金の流れが分かる書類を作成していることを求めるなど、資金の流れを明確化する仕組みとすることとしてはどうか。

2 切れ目のないサービスの保障について

現行制度

保育サービスが利用できない場合には、育児休業を1年6ヶ月まで延長することが可能。

育児休業明けに保育サービスを利用できる仕組みは制度上は保障されていないが、育児休業明けに確実に入所できるよう、利用予約をすることができる仕組みがある自治体もある。

新しい制度

サービスの多様化を図るとともに、サービス量の確保を行っていくことが必要。

育児休業から保育サービスへの円滑な利用を支援するため、早期に保育の必要性を認定する仕組みや、育休明けにこども園(仮称)等の利用予約することができる仕組みなどについて、検討するべきではないか。

また、切れ目のないサービスの利用を実現するためには、多様な保育サービスの利用支援の観点から、これらのサービスのコーディネートする役割について全市町村が担うとともに、NPO等などを利用した利用支援の仕組みについて、検討が必要ではないか。

3 保育の保障上限量を超えた場合における取扱いについて

現行制度

私立保育所において11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するため、延長保育推進事業を実施。

約9割の私立保育所が1時間以内の延長保育を実施。

新しい制度

幼保一体給付(仮称)では、市町村が保育の必要量を認定する仕組みとすることとしているが、この認定された保育の必要量を超えて、突発的な残業等により保育サービスを利用する場合には、こども園(仮称)等が実施する延長保育事業として実施することとしてはどうか。

または、この必要量を超えた部分についても、例えば週単位又は月単位といった区分で、必要時間数を個別に認定する仕組みについて、どう考えるか。その場合、柔軟な労働時間への対応が可能となる一方、認定が煩雑になることについて、どのように考えるか。

いずれの場合においても、子どもの育ち、親子の関わりや愛着の形成、ワーク・ライフ・バランス等の観点から、事業主が長時間労働などの働き方の見直しに一層取り組むことを推進するとともに、一定の利用時間の限度を設けることや、利用者負担の割合を高く設定することなど、必要以上に長時間子どもが施設で過ごすことのないような仕組みとすることが必要ではないか。